

## EDI データの保存について

『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』  
(電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 1 項 二号の規程 参考例)

2019 年 3 月

一般財団法人 建設業振興基金  
情報化評議会



## - はじめに -

建設業法では2011年(平成13年)4月より請負契約の電子化が認められ、それまでの書面の交付に替えた電子的手段による契約が既に実施されるに至っています。また、その電子化の基準については建設業法に関連したガイドライン(建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン)により、一定の技術的要件が定められました。建設業法の観点からすればこのガイドラインの技術的要件を満たした電子データを建設業法で規定する期間<sup>※注</sup>(引渡日を起算日として、書類の種類によって5年または10年の保存が定められている)保存すれば良いわけですが、取引に関わる帳簿や書類等の保存に関する規定は、建設業法のみならず他の関連する法令についても当然その要件を満たす必要があります。その一つに国税関係法令の法人税法(正確には法人税法施行規則第59条)があり、『取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し』を『原則7年間、これを納税地に保存しなければならない』と規定されています(同様の規定は所得税法や商法等にもある)。そして時代の流れに対応すべく電子データ等による保存を容認するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度として、1998年に電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)が成立しました。

また、2004年(平成16年)11月に成立したe-文書法整備法の施行に伴い電子帳簿保存法が同年12月に改正され、2005年(平成17年)4月から国税関係書類のスキヤナ保存が認められることとなりました。この時に電子取引の場合の電子データ保存の要件が強化(電子帳簿保存法 施行規則第8条)されたことを受け、2006年3月にCI-NET 実用化推進委員会(現普及委員会) 調達・出来高WGでは、CI-NET (LiteS) の実用拡大に伴い顕在化された運用上の課題について検討し、電子帳簿保存法における「EDI データの保存」を発行しました。

その後、2015年(平成27年)にスキヤナ保存に関する部分の改正(3万円の金額基準を廃止するなどの緩和、電子署名の廃止)、2016年(平成28年)にスキヤナ保存要件の再改正(施行は2018年1月)(適正な事務処理体制のもとでのスマートフォン等の使用など)が行われました。

本資料では、法改正を確認したうえで、電子帳簿保存法について、先ず同法の趣旨の解説したうえで、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を定めた同法第10条及び保存要件が定められている同法施行規則第8条を示し、CI-NET で採用している保存要件である『電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』についての参考例を示しています。本資料が皆様の電子商取引への取り組みに対して幾らかでも役立てば幸いです。

※注：建設業法令遵守ガイドライン(第5版)国土交通省に解説



## － 目 次 －

0. 本資料の扱いについて	1
(1) 本資料の主な対象者	1
(2) 本資料の扱いについて	1
1. 電子帳簿保存法とは	2
(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存	3
1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件(法 第4条)	3
2) 国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる 保存要件(法 第5条)	4
2. 電子取引データの保存義務について	5
(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存(法 第10条)	5
(2) 電子取引の場合の電子データ保存の要件について 〔電子帳簿保存法 施行規則第8条〕	7
3. CI-NET 利用の場合の保存の要件	
(1) CI-NET 実施に係る取引情報の保存について	9
(2) (『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』について )	10
(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出し保存する 場合の対応	11
(4) 電子取引の取引情報を ASP に保存する場合の対応	12
4. EDI データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(参考例)	16
5. 関係法令等	19
A. 電子帳簿保存法	19
B. 電子帳簿保存法 施行規則	25
C. 通達及び解説(趣旨説明)	33



## 0. 本資料の扱いについて

### 本資料の読み方について

本資料では、本資料改訂時における最終更新の関係法令を記載しています。

### (1) 本資料の主な対象者

本資料は建設業界の EDI 標準である CI-NET を用いて、建設工事に係る見積業務や注文・注文請け業務、出来高・請求業務等を実施する受発注者で、その取引情報を電磁的記録として保存する事業者を対象としています。

また、本資料では国税関係書類（契約書＝注文・注文請けデータ等）の保存義務に関する代表的な法令として法人税法を取り上げていますが、他の国税関係法令や商法、建設業法等においても同様の措置が取り決められていますので、これらの法規を遵守することが求められます。

### (2) 本資料の扱いについて

本資料は CI-NET でデータ交換を行った電子取引データの保存について、税務的な観点から国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度である電子帳簿保存法及び電子帳簿保存法 施行規則（通達含む）の一部について、一般的な考え方を示したうえで、電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 第 1 項に記載されている『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程』の参考例を提示することを主たる目的としています。

国税関係の帳簿書類を適正に保存するということは、保存義務者である企業にとって重要な事項でありますので、何をどのように保存するかについては各企業の責任において判断することが求められています。なおその判断が有効であるか否かについては自社内だけの検討では明確にできない場合がありますので、所轄の税務署や国税局の確認をとるなどの措置が必要です。

※ご参考までに、国税庁の Web から転載した『税務相談室一覧』を巻末の「5. 関係法令等」に掲載しています。

## 1. 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法（法の名称は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」ですが、本資料では「電子帳簿保存法」あるいは「法」と記載します）は、1998年（平成10年）3月に制定され、翌年7月から施行されています。

法人税法や所得税法等のいわゆる国税関係法令では、国税関係書類の保存形態や保存年数について規定していますが、電子帳簿保存法は名称からも分かるとおり、電磁的記録による保存の“特例”を定めたものです。例えば法人税法では総勘定元帳や仕訳帳、決算書類や契約書、請求書等の国税関係書類について、原則、納税地に7年間、紙の状態での保存が規定<sup>1</sup>されていますが、この電子帳簿保存法が制定されたことにより、法の要件にしたがって所轄の税務署長に申請しそれが認められれば、これまでの紙による保存に代え電子的な保存が可能となり、保存に掛かるコストの低減等が実現されるようになりました。

以下簡単に電子帳簿保存法について解説します。

先ほどの繰り返しになりますが、電子帳簿保存法の第1条には法の趣旨が記載されており、そこには以下の内容が記されています。

『情報化社会に対応し、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減するため、所得税法や法人税法等の国税関係法令で規定する国税関係帳簿書類の保存方法等についての“特例”を定めるもの』

すなわち、これまでは国税関係の帳簿書類は原則“紙”による保存が義務づけられていましたが、社会全体の情報化の進展を背景として、納税者の保存に要するコストを削減するため、一定の要件のもと、国税関係帳簿書類を電磁的記録（あるいはマイクロフィルム）による保存が認められるに至ったことを示しています。

### ●電子帳簿保存法

（趣旨）

第1条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

なお、同法では国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存要件について主に第4条、第5条で規定しているほか、第10条において電子取引の取引情報に関する電磁的記録の保存要件を規定しています（CI-NETによるEDI取引も法第10条に該当します）。

また、2004年（平成16年）の改正により法第11条（他の国税に関する法律の規定の適用）が追加され翌年4月より施行されました。

<sup>1</sup> 法人税法では6～7年目はマイクロフィルムでの保存も許容している



- 第4条「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等」
- 第5条「国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等」
- 第10条「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」
- 第11条「他の国税に関する法律の規定の適用」

本資料においては、第4条及び第5条について概説し、CI-NET等のEDI取引に関する電子データの保存要件である法第10条及び第10条の保存要件を具体的に規定する電子帳簿保存法 施行規則第8条について解説します。

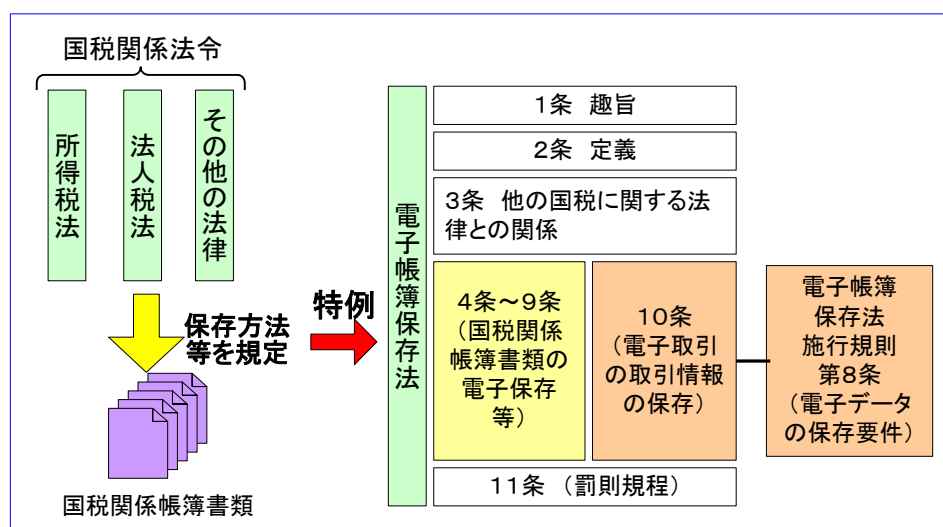


図1 国税関係法令と電子帳簿保存法の関係及び帳簿法の全体構成

## (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存

法第4条（電磁的記録による保存）及び第5条（マイクロフィルムによる保存）について

### 1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件(法 第4条)

第4条では、国税関係帳簿書類の保存義務者は、以下の帳簿、書類の全部または一部について、所轄の税務署長の承認を受けた時は、その帳簿、書類の電磁的記録の備付け及び保存をもって国税関係帳簿書類の備付け及び保存に代えることができると規定しています。

第1項：国税関係帳簿（自己が一貫して電子計算機で作成した、仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿）

第2項：国税関係書類（自己が一貫して電子計算機で作成した、損益計算書や貸借対照表などの決算関係書類及び取引関係書類）

第3項：国税関係書類の保存義務者は、全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当

該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

第1項、第2項については、これまで紙に出力して保存していた仕訳帳等の帳簿や書類を電磁的記録（ハードディスクやMO、CD-ROM等）に代えて備付けることや、保存することが可能になったことを意味しています。ただしこのような措置（便益）を受けるためには、所轄の税務署長に事前（電子保存を開始する3ヶ月前まで）に申請書を提出し、承認を受ける必要があります。また、その保存要件等は電子帳簿保存法のほか同法 施行規則等で定められており、1項および2項については、自己（保存義務者および会計事務所等に委託している場合は委託先も含む）が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用し作成したデータであることが必要です。また、データの検索機能や訂正・加除の履歴の保存（帳簿のみ）の仕組みも求められています。

なお、3項の措置は2004年（平成16年）12月の改正（2005年4月施行）を受け、追加されたものですが、取引の相手から受け取った請求書や注文書などの書類についても、一定の要件のもとスキャナ保存することが認められています。

#### ●電子帳簿保存法

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第4条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

## 2) 国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存要件(法 第5条)

電子帳簿保存法第4条第1項および第2項で対象とする電子データについて、その保存を電磁的記録ではなく、COM（Computer Output Microfilm：コンピュータにより出力されるマイクロフィルム）に保存する場合を規定しています。保存要件は、第4条の保存要件に加え、マイクロフィルムの保存に関する書類の備付けなどが求められています。

## 2. 電子取引データの保存義務について

### (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存(法 第 10 条)

法第 4 条及び第 5 条は、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録あるいはマイクロフィルムによる保存を希望する事業者が、所轄の税務署長に申請し、承認されることにより電磁的記録のみにより保存可能となるものですが、法第 10 条は EDI 取引に代表される電子取引の場合を対象としており、EDI 等の電子取引を実施する事業者全てが対象となります。その内容は電子取引の取引情報（注文データや請求データ等）を電磁的記録、即ち CD-ROM やハードディスク等に保存しなければならないと規定しているものです。ただし、電磁的記録への保存に代えて、取引情報を出力した書面やマイクロフィルムを保存することも許容されています。P7 の「図 2 電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係」に示されているとおり、電子取引情報は、書面による出力の他、オリジナルの電子データまたは電子計算機出力マイクロフィルムでの保存が認められています。オリジナルの電子データとは、電子データの原本または電子データ原本と同等の写しを総称しています。

なお、この 10 条の場合には税務署長への申請は必要有りません。また、電磁的記録の保存に関する具体的な要件は、電子帳簿保存法施行規則第 8 条に規定されています。

#### ●電子帳簿保存法

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第 10 条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

また、国税庁の電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）によると以下のとおり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の前提となる要件が記載されています。

法第 10 条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) 関係

(電磁的記録等により保存すべき取引情報)

10-1 法第 10 条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。(平成 27 年課総 9-8 により改正)

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレーターによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。

(2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。

(3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する

(4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

(注) いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

### 帳簿書類等の保存方法

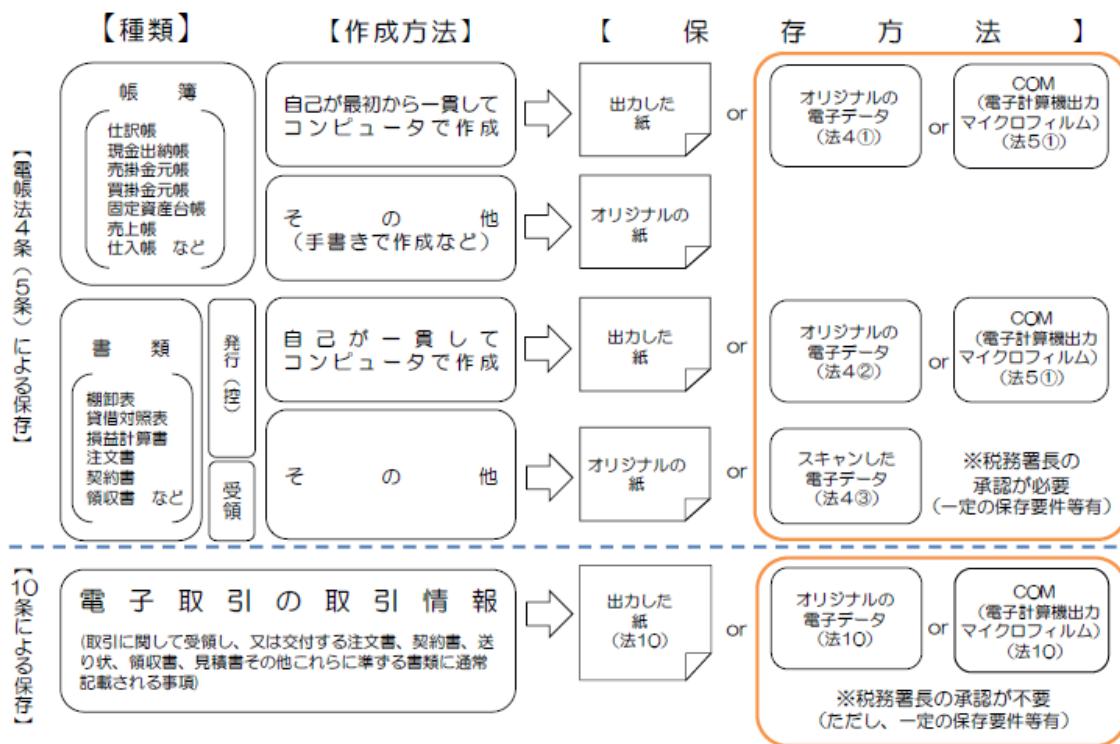


図2 電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係

(出典: 国税庁ホームページ 平成29年7月4日 電子帳簿保存法 Q&A)

**(2) 電子取引の場合の電子データ保存の要件について****〔電子帳簿保存法 施行規則第8条〕**

前述のとおり、EDI等の電子取引の場合、その取引情報を電磁的記録として保存しなければなりません。その具体的な要件は電子帳簿保存法 施行規則 第8条に定められています。

まず、施行規則 第8条第1項について簡単に説明します。

電子帳簿保存法第10条で規定しているEDI等の電子取引を実施する者は、法人税法を例にとれば、その電子取引の取引情報を原則、納税地（次ページ条文中の①部分）に原則7年間（同②部分）保存しなければなりません。また次の3点の要件を満たす必要があります。

- 見読性の確保・・・取引情報を保存している場所にコンピュータやディスプレイ、プリンタを備え付け、ディスプレイに映し出すことや、プリンタでその内容を速やかに出力するような「見読性」を確保する必要があります（同③部分）。
- システム概要書の備え付け・・・・・・・・上記のコンピュータには当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類も合わせて備え付ける必要があります（同④部分）。
- 検索機能の確保・・・保存している取引情報について、取引年月日や取引金額等で検索する機能が求められています（同⑤部分）。

いくつかの要件を記述しましたが、ここに記載した要件はEDI取引等の電子取引をした場合の電磁的な記録の保存に関する前提条件となっており、これらの要件を満たしたうえで、施行規則 第8条第1項に以下の1号、2号のいずれかの措置を講ずることが求められています。

**●電子帳簿保存法 施行規則**

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第8条 法第10条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第3項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第2条第6号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、①当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、②当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、③第3条第1項第4号及び④第5項第5号において準用する同条第1項第3号（同号イに係る部分に限る。）及び⑤第5号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

- 1 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

**2 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。**

2 法第10条 ただし書の規定により同条 ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。

3 法第10条 ただし書の規定により同条 ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

注) “①”等の文字及び下線は解説の便宜上追加したもの

1号の措置は、電子取引に係る取引情報の授受後、遅滞なくタイムスタンプを付与し、保存することを意味しています。タイムスタンプを付けることにより、取引情報を授受した場合の当該電磁的記録に対して信頼性を確保する意味があります。

また2号の措置は、電子取引の取引情報の保存について、社内規程として「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定め、その規程にそった運用を行うこと、更に保存するデータと共にその規程を備え付けることを求めています。この2号の措置は、『事務処理の規程』によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたもので、CI-NETではEDI取引等の電子取引をした場合の電磁的な記録の保存のため、第二号の要件を満たすこととしています。

電子帳簿保存法 施行規則 第8条 第2項については、電子取引の取引情報を書面に出力して保存する場合について規定しています。本資料はEDI等の電子取引の取引情報を電子データとして保存する場合を想定していますが、紙による保存を実施する場合もあり得ますので、書面に出力して保存する場合の対応についてもP11「3. CI-NETにおけるデータ保存について(3)電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出力し保存する場合の対応」に記載しています。必要に応じて参照ください。

また、施行規則第8条第3項は、マイクロフィルムに保存する場合について規定しているものです。建設業界においてはマイクロフィルムに保存するニーズは低いと思われるので、説明は省略します。

### 3. CI-NET 利用の場合の保存の要件

#### (1) CI-NET 実施に係る取引情報の保存について

CI-NETによるEDIを開始した事業者が電子帳簿保存法 第10条の規定にそって電子取引の取引情報を保存する場合の考え方を下図のとおり整理しています。ただし、便宜上説明を簡略化していますので、詳細については本資料の解説部分や関係法令等について理解しておく必要があります。

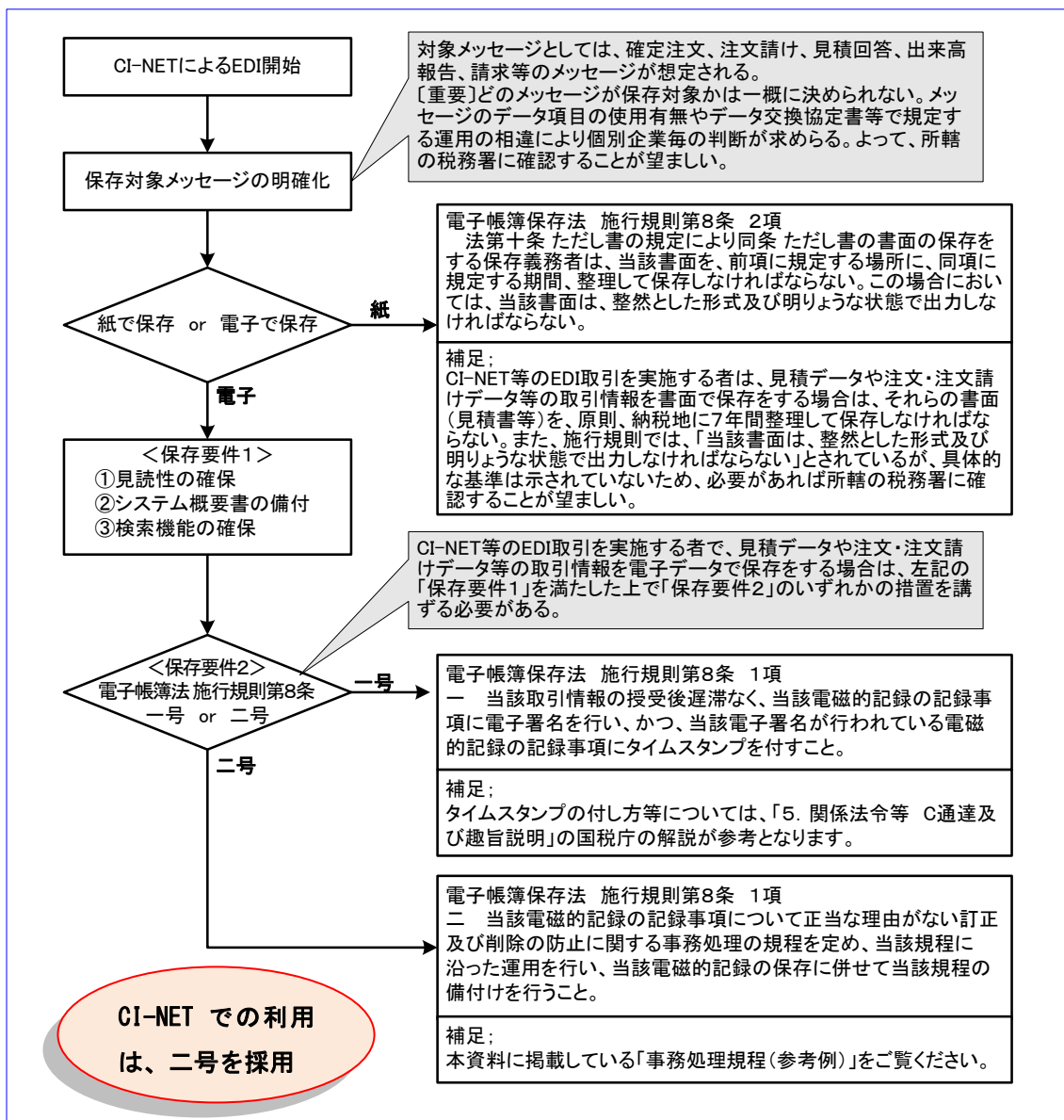


図3 電子取引の取引情報の保存について

## (2)『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』について

前述のとおり、電子帳簿保存法 施行規則 第8条 第1項においては、見読性の確保や検索機能等を確保したうえで、1号ないし2号のいずれかの措置をとることが求められており、CI-NETでは第2号の要件を満たすこととしています。

また、国税庁の電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）によると第8条第1項第2号は以下の区分に分かれています。

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)

10-2 規則第8条第1項第2号（(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止)）に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1)自らの規程のみによって防止する場合

- ①データの訂正削除を原則禁止
- ②業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）
- ③データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2)取引相手との契約によって防止する場合

- ①取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ②事前に上記契約を行うこと。
- ③電子取引の種類を問わないこと。

CI-NETでは、上記(1)自らの規程のみによって防止する場合を実施することにより保存の要件を満たすこととしています。(1)「自らの規程のみによって防止する場合」とは、EDI取引等の取引情報を電子的に保存する企業が、そのデータの訂正及び削除に関して社内規程等により取り決める場合です。

本資料では、「自らの規程のみによって防止する場合」についての参考例を「4. EDIデータの訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程（参考例）」に示します。この参考例のように独立した規程でなくとも、既に同様の規程が策定済みであれば、参考例の内容が盛り込まれているかを確認し、適宜必要な修正を実施してください。

なお、上記(2)取引相手との契約によって防止する場合は、電子取引を行う双方の会社がサーバーに保存している等の同一データに対してアクセスする電子取引を想定しているため、CI-NETでの電子取引は該当しません。

※国税庁HP（法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子取引）問106



**(3)電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出力し保存する場合の対応**

CI-NET等の電子取引に関しては、取引情報を電磁的記録として保存する必要がありますが、電磁的記録を出力した書面又はマイクロフィルムを保存することも許容されています。(電子帳簿保存法 第10条)

ここでは取引情報を書面に出力し保存する場合の対応について記載します。電子帳簿保存法 施行規則第8条 第2項においては、書面で保存する場合の要件が記載されていますが、そこには「当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。」と記載されています。「前項に規定する場所に、同項に規定する期間」とは、原則、納税地に7年間保存することを意味しています。「整理して」については、時系列順に綴ること等の規則性や検索性が求められているように思えますが、具体的な記述はなされていません。同様に「整然とした形式及び明瞭な状態」についても明確な基準が示されていないので、所轄の税務署や国税局に確認することが望ましいように思われます。

**●電子帳簿保存法 施行規則**

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第8条

<第1項 省略>

2 法第10条 ただし書の規定により同条 ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

<第3項 省略>

**<参考>**

※国税庁が Web に公開している下記通達及び趣旨説明の記載には、法第4条に関連して以下の説明がなされています。施行規則第8条第2項(書面の保存)についての記述ではありませんが、参考となるのではないのでしょうか。

**●電子帳簿保存法 取扱通達解説(趣旨説明)**

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

#### (4)電子取引の取引情報をASPに保存する場合の対応

現在、CI-NETを実施している取引先の多くは、CI-NETの規約を満たしたASP<sup>2</sup>サービスを利用しており、その取引情報の保存についても、ASPの保管サービスを用い、ASPのサーバーに保存する場合もあるようです。ここでは、電子取引の取引情報をASPに保存する場合の留意点について記述します。

##### 1) 社内規程の設置

所得税及び法人税の保存義務者が電子取引の取引情報をASPのサーバー等に保存した場合であっても、取引情報の所有者はASP事業者ではなく、ASPの保管サービスを利用するユーザー（保存義務者）であり、その管理においても保存義務者が所有するサーバー等に保存する場合と何ら変わらないものと考えられます。よって、ASP等の第三者によるデータ保管サービスを適用する場合においても、電子帳簿保存法 施行規則第8条1項2号の措置をとる場合は「EDIデータの訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を設ける必要があると思われます。

##### 2) 保管サービスの内容確認

ユーザーの利用するASPが「EDIデータの保管サービス」を提供しているか否かを確認します。データの作成・編集・送受信・データ管理等のいわゆるEDI業務に関するサービスと、送受信したEDIデータの保管サービスは別物と考えられます。

電子取引の取引情報を電子データとして保存する場合は、前述したとおり「見読性の確保」や「検索機能の確保」あるいは「システム概要書の備え付け」といった要件を満たす必要がありますので、ASPの提供する保管サービスがこれらの要件を満たしているか確認する必要があります。

また、ASPの保管サービスを利用する場合には以下の内容を確認しておいた方がよろしいでしょう。

###### ①改ざん・削除の防止

ASP保管サービスを利用するユーザー以外の者が保存データを改ざん、削除できないようなセキュリティ機能を設けているか確認ください。なお、ユーザー以外とは第三者のみならずASP事業者も該当します。

###### ②中途解約の扱いについて

ASP保管サービスの利用者が同サービスを中途解約する場合の保存データの扱いについて確認ください。解約する場合は、自社で保存する、あるいは別のASPやデータセンター等に移管する場合が想定されますが、移管した後、元のデータをASP

---

<sup>2</sup> ASP (Application Service Provider) : コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりにネットワーク経由でソフトの機能だけを有償で提供する事業者のこと。

側で削除する等の取り決めを確認する必要があります。

上記 2) の具体的な確認方法としては、取り引きする ASP のサービス内容について“契約約款”や“利用規約”等で上記の内容が実施されているかご確認ください。

また、現在取引きされている ASP が上記の要件を満たしていない場合は、EDI データの内容を p11 の「(3)電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出力し保存する場合の対応」に基づき書面に出力し、保存してください。

なお、保存義務者が電子取引に係る電磁的記録を保存する場所は、原則、納税地と規定されていますが、ASPのサーバーに保存する場合については、国税庁から以下の通達及び趣旨説明（解説）がなされています。

#### ●通達(抜粋)

(電子取引の範囲)

2-3 法第2条第6号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

#### 【通達の解説】

法第2条第6号において、電子取引とは、「取引情報(取引に関して受領し、又は交付される注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と規定されているが、インターネット等の急速な進展により、いわゆる EDI(Electronic Data Interchange)取引以外にも、様々な取引形態が発生してきており、納税者が行っている取引が電子取引に該当するか否かの判断に迷うケースもあると考えられる。したがって、取引情報の授受が電磁的方式によって行われる取引はすべて該当するのであるが、その内容をある程度明示する必要があることから、一般に行われている電子取引について念のため例示したものである。

なお、本通達の(4)の取引は、例えばASP(Application Service Provider)事業者を介した取引がこれに該当する。この場合、取引情報の授受が電磁的記録により行われることから電子取引に該当するが、取引情報に係る電磁的記録は保存義務者側では保存がなく、一般的にはASP事業者の管理下にある電子計算機に保存されることとなる。

しかし、このような場合であっても、4-12の注書きの考え方を踏まえ、ASP事業者に保存されている電磁的記録が保存義務者に帰属し、規則第8条第1項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止))の要件を満たし、納税地等の電子計算機において取引情報に係る電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に速やかに出力でき、国税に関する法律の規定に基づく保存期間保存されるなどして当該保存期間を通じて当該電磁的記録の内容を確認できることが契約書等で明らかにされている場合には、納税者側で保存がなされているものとして取り扱うこととする。

#### ●通達(抜粋)

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する

「国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。(平17年課総4-5により改正)

(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

#### 4. EDIデータの訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程（参考例）

国税庁 電子帳簿保存法 Q&A 問 58 より

##### 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程

###### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第10条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、CI-NETにおいて行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

###### （適用範囲）

第2条 この規程は、〇〇(社名)の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

###### （管理責任者）

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

###### 第2章 電子取引データの取扱い

###### （電子取引の範囲）

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 取引の相手方とのメールによる送受信
- 三 その他電磁的方式による取引の相手方との取引情報の授受

###### （取引データの保存）

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

###### （対象となるデータ）

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。（該当するすべてのメッセージを記入する）

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報

###### （運用体制）

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 〇〇部△△課 課長 XXXX

二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号(帳票番号)
- 三 取引件名
- 四 取引先名(発注者名、受注者名)
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「CI-NET 取引関係情報 訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別紙1)

『CI-NET 取引関係情報 訂正・削除申請書』

管理責任者(〇〇部〇〇課 課長 〇〇〇〇) 殿

処理担当者： \_\_\_\_\_

年 月 日

訂正・削除の区分：訂正・削除 (該当するものを丸で囲む)

取引件名： \_\_\_\_\_

発注者コード： \_\_\_\_\_ 発注者名： \_\_\_\_\_

受注者コード： \_\_\_\_\_ 受注者名： \_\_\_\_\_

帳票ナンバー： \_\_\_\_\_ 参照帳票ナンバー \_\_\_\_\_

訂正・削除日：平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

訂正・削除の内容： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

訂正・削除の理由： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



## 5. 関係法令等

A. 電子帳簿保存法	21
B. 電子帳簿保存法 施行規則	27
C. 通達及び趣旨説明	35

## A. 電子帳簿保存法

**■電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律**  
(平成十年三月三十一日法律第二十五号)

最終改正：平成一七年三月三十一日法律第二一号

## (趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。
- 二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第九項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（第六号において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。
- 五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。
- 六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。
- 七 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

**(他の国税に関する法律との関係)**

第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

**(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)**

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

**(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)**

第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、財務省令で定める場合において、当該承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

**(電磁的記録による保存等の承認の申請等)**

第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。）

の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であって、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われないと認められる相当の理由があること。

4 所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。

一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合(第三号に掲げる場合を除く。)  
当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日

二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合(次号に掲げる場合を除く。)  
当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日

三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合  
その提出の日から三月を経過する日

6 保存義務者は、第四条各項のいずれかの承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務

署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。

#### （電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第七条 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、第四条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、財務省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。

2 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。

#### （電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第八条 所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。

- 一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。
- 二 その電磁的記録の備付け又は保存が第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。

2 所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。

#### （電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第九条 前三条の規定は、第五条各項の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第四条第一項の承認を受けている国税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、

当該承認を受けようとする第四条第二項の承認を受けている国税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類、」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」と、同条第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第二項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と読み替えるものとする。

#### （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 等の適用除外）

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。

#### （電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

#### （他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 第四条各項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。

- 3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。
- 二 所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。
- 三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。
- 四 法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。
- 五 法人税法第百二十七条第二項第一号（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項、第五条各項若しくは第十条のいずれか」とする。

## B. 電子帳簿保存法 施行規則

**■電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年三月三十一日大蔵省令第四十三号）**

最終改正 平成三十年四月十八日公布（平成三十年財務省令第三十九号）

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

**（定義）**

第一条 この省令において、「国税」、「国税関係帳簿書類」、「電磁的記録」、「保存義務者」、「納税地等」、「電子取引」又は「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、それぞれ電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条 に規定する国税、国税関係帳簿書類、電磁的記録、保存義務者、納税地等、電子取引又は電子計算機出力マイクロフィルムをいう。

2 この省令において、「電子計算機処理」とは、電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

**（税関長が所轄庁となる場合）**

第二条 法第四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、国税関係帳簿（法第二条第二号に規定する国税関係帳簿をいう。以下同じ。）が消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第七十一条第三項（帳簿の備付け等）、酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五十二条第四項（記帳義務）、たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十七条第五項（記帳義務）、揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第十七条第五項（記帳義務）、石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第二十一条第四項（記帳義務）、石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第三百三十二号）第二十条第六項、第八項若しくは第九項（記帳義務）又は国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第六十一号）第七条（同条の国外事業者に係る部分に限る。）（記帳義務）の帳簿である場合とする。

**（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）**

第三条 法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- 一 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。
  - イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
  - ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。
- 二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿（以下この号において「関連国税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができ

るようしておくこと。

三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

2 前項（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）の規定は、法第四条第二項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付」と、同号ロ中「日付又は金額」とあるのは「日付」と読み替えるものとする。

3 法第四条第三項に規定する財務省令で定める書類は、国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

4 法第四条第三項に規定する財務省令で定める装置は、スキャナとする。

5 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

一 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。

イ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る）。

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使



用すること。

イ スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項(日本工業規格)に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号(定義)に規定する課税期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該国税関係書類の大きさに関する情報。

ニ 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項(当該保存義務者が中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項(中小企業者の範囲及び用語の定義)に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。)に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ 相互に関連する当該各事務(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領に関する事務を除き、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務を含むものに限る。)について、それぞれ別の者が行う体制

- ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続
- ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制
- 五 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項（当該国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと
- 六 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。
  - イ 整然とした形式であること。
  - ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭であること。
  - ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
  - ニ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- 七 第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その他の日付」と読み替えるものとする。

6 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号、第二号ハ（（2）に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ（2）中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)」とあるのは「、又は当該国税関係書類の作成若しくは受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成若しくは受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

#### （国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第四条 法第五条第一項の承認を受けている保存義務者は、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

- 一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付け

を行うこと。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 保存義務者（保存義務者が法人である場合には、当該法人の国税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該国税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第一項第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印

(3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

三 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格B七七八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

五 当該国税関係帳簿の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号に規定する機能に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

2 前条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前項（各号に係る部分に限る。）の規定は、法第五条第二項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「国税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3 法第五条第三項 に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四条第一項又は第二項の承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。）のうち法第九条において準用する法第六条第一項又は第二項の申請書に記載することにより当

該国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存をする期間としてあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合

二 法第四条第一項又は第二項の承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合

4 第一項及び第二項の規定は、法第五条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

#### （電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第五条 法第六条第一項 又は第二項 に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 申請に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等

三 法第六条第一項に規定する備付けを開始する日又は同条第二項に規定する代える日

四 法第六条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、これらの規定に規定する設立の日

五 申請に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部が、法第七条第一項の規定による届出書を提出し、又は法第八条第二項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

六 申請者が、第三条に規定する要件を満たすためにとろうとする措置

七 その他参考となるべき事項

2 法第六条第一項又は第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。）とする。

一 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

二 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）

三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

3 法第六条第六項（法第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第六条第六項に規定する所轄外税務署長を経由して同条第一項又は第二項の申請書（法第七条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の届出書）を所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次条において同じ。）に提出しようとする保存義務者は、当該申請書に法第六条第六項に規定する便宜とする事情の詳細を記載しなければならない。

#### （電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第六条 法第七条第一項に規定する保存義務者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第四条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七条第一項の届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- 二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等
- 三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条 各項のいずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日
- 四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする国税関係帳簿又は電磁的記録による保存をやめようとする国税関係書類の種類及びそのやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項

2 法第七条第二項に規定する保存義務者は、同項に規定する申請書に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

- 一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- 二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等
- 三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条各項のいずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日
- 四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
- 五 その他参考となるべき事項

**（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）**

第七条 前二条の規定は、法第九条において準用する法第六条から第八条までの規定を適用する場合について準用する。

**（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）**

第八条 法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

- 一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関す

る事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

3 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

## C. 通達及び趣旨説明

国税庁のホームページに「電子帳簿保存法について」の解説ページがありますので、必要に応じて活用下さい。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

また、このホームページには通達および解説（趣旨説明）がありますので、ご参照下さい。

### ■ 電子帳簿保存法取扱通達

電子帳簿保存法取扱通達の制定について（改正平成29年6月21日）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/980528-4/index.htm>

電子帳簿保存法取扱通達の制定について（平成10年5月28日付課法5-4ほか6課共同）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/980528-4/index.htm>

### ■ 電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)

（改正平成29年6月21日までの全体版）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/1706/pdf/01.pdf>

平成29年6月21日付課総10-6ほか7課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/1706/index.htm>

平成28年6月30日付課総10-15ほか7課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/1607/index.htm>

平成27年7月3日付課総9-8ほか8課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/1506/index.htm>

平成17年2月28日付課総4-5ほか8課共同『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/050228/01.htm>

平成10年5月28日付課法5-4ほか6課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」（法令解釈通達）等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/980528/index.htm>





---

## EDI データの保存について

『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』  
(電子帳簿保存法 施行規則第8条 1項 二号の規程 参考例)

2006年3月発行

2019年3月改訂

編集・発行 一般財団法人建設業振興基金 情報化評議会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12  
虎ノ門4丁目 MTビル2号館

TEL:03-5473-4573

FAX:03-5473-4580

E-mail:ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL:<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

※ 本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます。  
(著作権法上の例外を除く)

---